

鳥取市畜産振興対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市畜産振興対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、畜産農家の負担軽減と、良質の家畜の育成及び販売促進の支援をすることにより、本市の畜産振興を図ることを目的として交付する。

(補助事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1欄に掲げる事業とする。

(補助事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の区分に応じ、それぞれ別表の第2欄に掲げるものとする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の区分に応じ、それぞれ当該補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費とする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、別表第1欄に掲げる事業ごとに、補助対象経費の額に同表第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額（管理調整支援にあつては同表第4欄に定めるところにより算定した額）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 本補助金の交付の申請は、別表第1欄に掲げる事業ごとに市長が別に定める日までに行うものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条に定める実績報告書は、補助事業の完了後30日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成19年10月18日から施行し、平成19年度の補助事業から適用する。

(鳥取市青谷町肉用牛・乳牛放牧奨励事業費補助金交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する

(1) 鳥取市青谷町肉用牛・乳牛放牧奨励事業費補助金交付要綱(平成17年3月28日制定)

(2) 鳥取市青谷町肥育牛素牛安定導入対策事業費補助金交付要綱(平成17年3月28日制定)

(3) 鳥取市青谷町肉用牛肥育経営体質強化対策事業費補助金交付要綱(平成17年3月28日制定)

附 則

平成20年9月19日から施行し、改正後の畜産振興対策事業費補助金交付要綱の規定は、平成20年度の補助事業から適用する。

附 則

平成21年4月1日から施行し、改正後の鳥取市畜産振興対策事業費補助金交付要綱の規定は、平成21年度の補助事業から適用する。

附 則

平成22年4月1日から施行し、改正後の鳥取市畜産振興対策事業費補助金交付要綱の規定は、平成22年度の補助事業から適用する。

附 則

平成24年9月25日から施行し、改正後の鳥取市畜産振興対策事業費補助金交付要綱の規定は、平成24年度の補助事業から適用する。

附 則

平成25年8月30日から施行し、改正後の鳥取市畜産振興対策事業費補助金交付要綱の規定は、平成25年度の補助事業から適用する。

附 則

平成26年4月1日から施行し、改正後の鳥取市畜産振興対策事業費補助金交付要綱の規定は、平成26年度の補助事業から適用する。

附 則

平成30年3月27日から施行し、改正後の鳥取市畜産振興対策事業費補助金交付要綱の規定は、平成29年度の補助事業から適用する。

附 則

令和3年5月24日から施行し、改正後の鳥取市畜産振興対策事業費補助金交付要綱の規定は、令和3年度の補助事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率等
1 肉用牛・乳用牛放牧奨励事業	鳥取いなば農業協同組合 農業者	肉用牛又は乳用牛を公共放牧場へ放牧する際に要する経費（いかり原牧場以外は、100日以上放牧を対象とする。）	1/10
2 肥育牛素牛安定導入対策事業	鳥取いなば農業協同組合 鳥取県農業協同組合連合会	農協から素牛の貸付けを受けた場合の導入から出荷までの間の利息の額又は素牛の購入に要する借入金の利息の額	1/6
3 肉用牛・乳用牛肥育経営体質強化対策事業	鳥取いなば農業協同組合 大山乳業農業協同組合	社団法人全国配合飼料供給安定基金業務方法書（社団法人全国配合飼料供給安定基金昭和43年2月13日制定）第19条第1項第1号に規定する価格の当該年度の平均と過去3か年の平均価格の差額	1/20
4 生乳増産対策支援事業	大山乳業農業協同組合	酪農の担い手農家が行う生乳生産性向上及び省エネに資する整備（牛舎の増改築、通路マット、飼槽改善、発情発見機、自動給餌機等）に要する経費。 事業限度額：5,000千円/戸	1/6
5 肉用牛啓発宣伝支援事業	いなば肉牛協議会	肉用牛販売促進のための経費	17/60
6 管理調整支援事業	全国和牛能力共進会選抜者		全国和牛能力共進会に選抜された者（補欠を含む。）へ奨励金として10万円/人
7 大規模農場乳用牛導入支援事業	畜産クラスター計画の構成員	初妊牛及び育成牛の導入経費	定額 50千円/頭